

## 第2回 浜田市障がい者差別解消推進委員会 会議録

○開催日時：令和3年10月5日（火）13：30～14：40

○場 所：浜田まちづくりセンター 1階 第1研修室

○出席者：(委員)

西田委員、今城委員、榎本委員、金高委員、  
古和委員（代理出席：島根県立浜田養護学校 松島教頭）  
田村委員、川上委員、櫛原委員

以上 8人

(市)

猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、柳原障がい福祉係長、  
太田主任主事

○欠席者：小田委員、林委員

○会議次第

1. 開会
2. あいさつ（健康福祉部長）
3. 委員長あいさつ（西田委員長）
4. 協議事項
  - (1) 今年度の取組状況について
    - ①障がい者差別解消推進講演会について
    - ②街頭啓発活動等について
    - ③職員向け研修について
  - (2) 障がい者虐待の対応体制について
  - (3) 障がい者差別解消条例に基づく市長表彰について
5. その他

- 
1. 開会
  2. あいさつ（健康福祉部長）
  3. 委員長あいさつ（西田委員長）
  4. 協議事項

- (1) 今年度の取組状況について【資料1】
  - ①障がい者差別解消推進講演会について

浜田市健康福祉フェスティバルで行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりフェスティバルが中止となった。別途実施について可否を検討。

**【意見・質問等】**

- ・参加者数が伸び悩んでいたためフェスティバル内で事業効果を高めるためにフェスティバル内で実施することとした。他に合わせられるイベントや事業はあるか。
- ・単独開催は前回の参加者数から難しいと考える。
- ・昨年度も中止しているため、今年度は実施できたらよいが昨今の新型コロナウイルスの感染状況を鑑みると難しいと感じる。

**【事務局からの回答】**

- ・健康福祉部内の令和3年度イベント・事業については全て中止となった。
- ・事務局としても、単独開催となると講演会の時間延長や収容人数の調整、会場の手配など当初予定していたものとは大きく変わるため、今からの再調整が難しい。
- ・次年度は影響を受けにくいよう早めの調整・検討を行う。

**【可否について】**

令和3年度講演会については中止とする。

②街頭啓発活動等について

資料1のとおり実施することを事務局より説明。

③職員向け研修について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から集合研修を実施していないため、どのように研修を行うかを検討。

**【意見・質問等】**

- ・あいさポーター研修を職員は受けているか。
- ・業務の中で障がいのある方に関わる機会が非常に少ない職員もいる。関わりが少ないと理解が進みにくいので、繰り返し研修する必要がある。

**【事務局からの回答】**

- ・H30年度に市職員に対してあいサポート研修を実施した。
- ・条例策定時に作成した障がいを理解するためのガイドブックを庁内に向けて再周知などを行う。

(2) 障がい者虐待の対応体制について【資料2】

資料2に基づいて事務局から説明。

**【意見・質問等】**

- ・浜田市と江津市は同じ体制なのか

**【事務局からの回答】**

- ・国のマニュアルに基づいて作成しているため、基本的には同一の体制となつて

いる。

(3) 障がい者差別解消条例に基づく市長表彰について【資料3、4】

浜田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第11条の表彰について規定が策定されていない。

参考資料として松江市で実施している表彰要綱を提示。松江市では、要綱に加え、表彰基準に係る具体的な例示を示している。例示は多岐にわたっている。その中に雇用や就労も含まれている。

策定にあたり、浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業との整合性についても検討。

【意見・質問等】

- ・浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業は浜田市自立支援協議会の就労部会から、長期にわたり障がい者雇用を行っている浜田市内の事業所を表彰すると良いのではないかとという提案から開始された事業である。
- ・障がいのある方が就労することは差別解消の大きな柱であるため、これから策定する表彰規定に含めてもよいと考える。
- ・松江市のように詳細な例示の必要性があるかどうか。
- ・浜田市の条例と表彰規定が整合性のある内容にした方がよい。
- ・浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰は根拠となる条例などが無い。差別解消条例の表彰規定に含めて再構築したほうがよい。
- ・条例にもある通り、「合理的配慮」を評価の軸にし、「合理的配慮」がどの程度達成されたのかというところで表彰対象にするとよい。
- ・現在の顕彰事業は点数化して評価を行っているが、市民憲章の表彰のように、一定の基準を満たすと表彰を行うという方法もある。
- ・顕彰事業のように市長賞と優良賞のように順位をつける方法は差別解消条例の表彰にはなじみにくいと感じる。
- ・点数化して順位をつけて表彰する場合と、一定基準を満たすと表彰する場合とどちらも制度としてはあるが、被表彰団体等の取組みが波及するような表彰規定になればよい。
- ・松江市のほかに先行している市町村の要綱を参考にすると良いのではないかと。

【事務局からの回答】

- ・雇用も含めた条例に基づく表彰規定になると、取組が幅広くなり、評価対象の取組について数値化できないものも出てくる。そのため、順位をつける形の表彰は難しいと考えている。
- ・他市町村の先事例を参考に、顕彰事業も包括した表彰規定の素案を作成し、提示する。